

建築工事施工者、工事監理者、設計者、建築材料製造・納入業者の皆様へ

平成29年11月24日  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

## 建築材料の品質の確保についてのお願い

この度、鳥取県西部地区において、建築基準法第37条（建築材料の品質）に適合しない生コンクリート（回収骨材を使用したもの）が建築物の基礎や構造躯体に使用される事案が発生しました。

この事案については、後に国土交通大臣の認定を取得したことにより不適合の状態は解消されましたが、それまでの間、建物所有者に多大な不安を抱かせることとなりました。

また、全国的には、防火性能を要求される部位に使用するための大臣認定材料が、大臣認定を受けた内容と異なる方法で施工される、仕様を変えて出荷される事案が発生する等、建築材料に係る問題が後を絶ちません。

建築物の基礎や主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）等に使用できる木材、鋼材、コンクリート等は建築基準法第37条に基づいて指定された材料か、国土交通大臣の認定を取得した材料でなければならないと定められています。これらと異なる材料が使用された場合、その建築物の工事に関わった施工者、工事監理者、設計者及び認定建築材料の製造・納入業者は、建築基準法の規定に基づき罰則を受ける可能性があります。

建築工事に携わる皆様におかれては、建築物の防火・避難・構造のことを配慮することは当然として、建築物の安全・安心確保のため、材料においても計画している建築物に使用出来るものであるか、仕様等を十分に確認していただきますようお願いいたします。

なお、回収骨材については、新たに国土交通大臣の認定を受けない限りは建築工事に使用することはできませんのでご注意ください。

### 建築基準法

#### （建築材料の品質）

第三十七条 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの ※具体的には平成12年建設省告示第1446号に規定
- 二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの